



自立活動部便りでは、自立活動に関わる事柄を中心に本校の自立活動の様子を紹介しながら、身に付けさせたい力や指導ポイントを紹介していきたいと思えます。

自立活動とは？

今回は、初回ということで「自立活動」について簡単に紹介していきます。

文部科学省で定められている自立活動の目標は

個々の児童又は生徒が自立※1を目指し、障害による学習上又は生活上の困難を主体的に改善・克服するために必要な知識、技能、態度及び習慣を養い、もって心身の調和的発達の基礎を培う※2。

とされています。

※1 の「自立」とは、児童生徒がそれぞれの障害の状態や発達の段階などに応じて、主体的に自己の力を可能な限り発揮し、より良く生きようとする事です。

※2 の「心身の調和的発達の基盤を培う」とは、発達の遅れや不均衡を改善したり、発達の進んでいる側面を更に伸ばしたりすることによって、遅れている側面の発達を促すとともに全人的な発達を促進することです。

内容は？

学習指導要領解説自立活動編には、自立活動の内容として、人間としての基本的な行動を遂行するために必要な要素と、障害による学習上又は生活上の困難を改善・克服するために必要な要素で構成され、6区分 27 項目に分類・整理したものであると示されています。

つまり自立活動とは、一人一人の実態に対応した活動であり、よりよく生きていくことを目指した主体的な取組を促す教育活動です。

自立活動の指導は、学校の教育活動全体を通じて行うものであり、自立活動の時間における指導は、その一部であると理解する必要があります。(→の図を参照)

誰にでも得意不得意があり、それが障害によってさらに凸凹してしまうことがあります。

例えば授業に集中できず、落ち着かないことで離席を繰り返してしまうとします。集中できない原因は様々考えられますが、「離席する」という行動一つで、『わか

る、できる』といった学びの機会を失ってしまうのだとしたら、実にもったいない話です。



まず離席する原因を探り、自立活動を取り入れ、原因に応じた支援内容を実行していきます。その子にとってより活動に集中できる環境や姿勢を身に付けていくことで、結果として学びの機会も失われることなく、各教科などの『わかる、できる』が積み上げられていくことに繋がります。



自立活動を効果的に行うことで、障害による凸凹が少しでも補われることに繋がります。調和のとれた発達を目指していきましょう。



